

議案第59号

さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例
第279号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次の とおりとする。			(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次の とおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
[略]			[略]		
さいたま市 岩槻消防署	さいたま市岩槻区太字 岩槻5064番地1	[略]	さいたま市 岩槻消防署	さいたま市岩槻区城南 1丁目2番3号	[略]

附 則

この条例は、令和2年7月7日から施行する。